

富山労働局発表
平成28年12月13日

報道機関 各位

【照会先】
富山労働局 職業安定部 職業対策課
課長 森本 滋
課長補佐 富田 誠
地方障害者雇用担当官
武部 真由美
(代表電話) 076-432-2793
内線 (620、621、623)

平成28年6月1日現在の障害者雇用状況 ～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）では、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務づけられている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下、「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めています。

このほど、平成28年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

◎ 集計結果の主なポイント

【民間企業】（法定雇用率2.0%）

- 雇用障害者数は3,751.0人と過去最高を更新。前年より156.5人増加。
- 実雇用率は1.96%と過去最高を更新。前年比0.05ポイント上昇。
- 法定雇用率達成企業の割合は57.5%。前年比1.3ポイント上昇。

【公的機関】（同2.3%、県教育委員会は2.2%）

- 全ての公的機関が法定雇用率を達成。

・ 県	： 雇用障害者数	96.0人（96.0人）、実雇用率	2.37%（2.38%）
・ 市町村	： 雇用障害者数	231.5人（228.0人）、実雇用率	2.38%（2.36%）
・ 県教育委員会	： 雇用障害者数	136.5人（140.5人）、実雇用率	2.21%（2.27%）

※（ ）は前年の値

富山労働局においては、雇用障害者数や実雇用率は過去最高を更新したものの、法定雇用率未達成企業は未だ半数近くあることから、今後の取組として

- ① 障害者1人不足企業を中心に雇用率達成指導を実施し、障害者の職域開発・職域拡大の推進を図り、雇用率未達成企業の解消に努めることとしている。
- ② 公的機関に対して、退職者の発生により法定雇用率が未達成にならないよう、かつ、実雇用率が向上するよう、障害者雇用の啓発指導を推進することとしている。

さらに、平成27年4月から障害者納付金制度の対象となった100人超規模企業のうち障害者雇用義務数1人不足企業を重点的に指導することとしている。

一般の民間企業における雇用状況

◇ 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 2.0%の法定障害者雇用率が適用される、一般の民間企業(常用労働者数が50人以上規模の企業)において雇用されている障害者の数は3,751.0人で、前年より156.5人(4.4%)増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は2,835.5人(前年2,734.0人)、知的障害者は661.5人(前年627.5人)、精神障害者は254.0人(前年233.0人)と、いずれも前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、1.96%(前年1.91%)で、前年より0.05ポイント上回った。法定雇用率達成企業の割合は57.5%(同56.2%)で、前年より1.3ポイント上回った。

※ 障害者数において1人未満の端数があるのは、重度以外の身体障害者である短時間労働者、重度以外の知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントするためである。

[第1表(1)(2)参照]

◇ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は全ての規模企業で前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、一般の民間企業全体の実雇用率(1.96%)と比較すると、500~1,000人未満規模企業(1.96%)、同1,000人以上(2.18%)については同率又は上回り、50~100人未満規模企業(1.76%)、100~300人未満(1.89%)、300~500人未満規模企業(1.86%)については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、300~500人未満規模企業以外の全ての企業規模で前年を上回った。

[第2表参照]

◇ 産業別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数は、「情報通信業」・「金融・保険業」及び「複合サービス業」以外の業種で前年より同数又は増加した。
- ・ 実雇用率では、一般の民間企業全体の実雇用率(1.96%)と比較すると、「運輸・郵便業」(2.08%)、「宿泊・飲食サービス業」(2.79%)、「生活関連サービス・娯楽業」(2.89%)「医療・福祉」(2.42%)の4業種において上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、「製造業」(58.1%)、「卸・小売業」(50.0%)、「金融・保険業」(66.7%)、「宿泊・飲食サービス業」(58.3%)、「教育・学習支援業」(46.2%)、「サービス業」(55.6%)の6業種において上回った。

[第4表参照]

◇ 法定雇用率未達成企業の状況

報告対象企業968社のうち、未達成企業411社について、法定障害者雇用率を達成するのに必要な障害者数でみると、

0.5人と1人不足企業	294社（未達成企業に占める割合71.5%）
1.5人と2人不足企業	81社
2.5人と3人不足企業	19社
3.5人と4人不足企業	11社
4.5人と5人不足企業	4社
5.5人と6人不足企業	0社
6.5人以上 不足企業	2社 となっている。

また、障害者雇用を義務付けられた企業のうち、雇用する障害者が0人である企業数は237社で、未達成企業に占める割合は57.7%となっている。

〔第3表参照〕

公的機関における在職状況

◇ 富山県の機関（法定雇用率2.3%）

富山県の機関（知事部局、企業局、警察本部）に在職している障害者の数は96.0人で、前年と同数であったが、実雇用率は2.37%と、前年に比べ0.01ポイント下回った。

◇ 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

在職している障害者の数は231.5人で、前年と比べて3.5人増加しており、実雇用率は2.38%と、前年に比べ0.02ポイント上回った。

◇ 富山県教育委員会（法定雇用率2.2%）

富山県教育委員会に在職している障害者の数は136.5人で、前年より4人減少しており、実雇用率は2.21%と、前年に比べ0.06ポイント下回った。

○ 富山労働局においては、公的機関に対して、民間企業に率先して法定雇用率を達成すべき立場であることから、障害者雇用の好事例やチャレンジ雇用（注）による知的障害者等の雇用のノウハウなどを参考とし、未達成とならないよう、またさらに雇用率が向上するよう、障害者雇用の啓発指導を実施することとしている。

（注）チャレンジ雇用

1年以内の期間を単位として、各省庁・各自治体において非常勤職員として雇用する制度をいう（最高3年間）。

〔第5表参照〕

第1表

(1) 一般の民間企業における障害者雇用状況

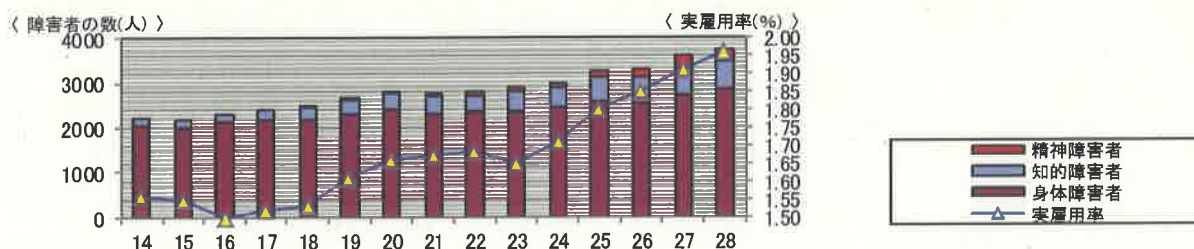
(平成28年6月1日現在)

企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者		K. 障害者の数	実雇用率 K÷③ ×100	法定雇用率達成企業の割合
達成	未達成	A. 重度身体障害者				B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者				
968	557	411	194,189	14,601	191,704.5	729	1,211	101	131	145	269	56	93	182	144	3,751.0	1.96	57.5
(961)	(540)	(421)	(190,802)	(14,400)	(188,508.0)	(696)	(1,192)	(85)	(130)	(147)	(242)	(57)	(69)	(168)	(130)	(3,594.5)	(1.91)	(56.2)
																	【1.92】	【48.8】

- (注) 1. 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数（短時間労働者については1人を0.5人に相当）を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用率達成率の算定の基礎となる労働者数である。
2. K欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度身体障害者及びB欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントしている。
3. また、C欄の重度身体障害者である短時間労働者、G欄の重度知的障害者である短時間労働者については1人に相当するものとしている。D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、H欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、J欄の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。（ $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + J \times 0.5 = K$ ）
4. () 内は、平成27年6月1日現在の数値である。
5. 【 】 内は、平成28年6月1日現在の全国の数値である。

(2) 障害者雇用の推移（平成14年～28年）

年	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計	実雇用率	達成企業の割合
14	2,031.0	189.0	0	2,220.0	1.56	54.2
15	1,995.0	180.0	0	2,175.0	1.55	52.8
16	2,133.0	191.0	0	2,324.0	1.50	53.3
17	2,165.0	236.0	0	2,401.0	1.52	53.9
18	2,200.0	256.0	13.0	2,469.0	1.53	53.2
19	2,334.0	297.0	25.5	2,656.5	1.61	57.3
20	2,389.0	367.0	43.5	2,799.5	1.66	59.4
21	2,332.0	365.0	55.5	2,752.5	1.67	60.2
22	2,352.0	375.0	66.0	2,793.0	1.68	58.9
23	2,377.5	427.0	87.0	2,891.5	1.65	54.7
24	2,440.5	463.0	97.0	3,000.5	1.71	57.3
25	2,585.5	543.0	138.5	3,267.0	1.80	54.3
26	2,646.0	590.0	181.0	3,417.0	1.85	54.7
27	2,734.0	627.5	233.0	3,594.5	1.91	56.2
28	2,835.5	661.5	254.0	3,751.0	1.96	57.5



第2表

一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成28年6月1日現在)

	企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者		K. 障害者の数	実雇用率 K÷③ ×100	法定雇用率達成企業の割合
	達成	未達成					A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者			
50～100人未満	486 (485)	276 (274)	210 (211)	33,758 (33,608)	3,485 (3,556)	34,054.5 (33,991.0)	70 (70)	191 (186)	32 (22)	23 (32)	35 (38)	43 (56)	20 (22)	45 (33)	33 (28)	75 (64)	600.5 (594.5)	1.76 (1.75)	56.8 (56.5)
100～300人未満	372 (372)	224 (214)	148 (158)	59,207 (59,597)	5,381 (5,046)	58,327.5 (58,403.0)	195 (186)	365 (363)	30 (28)	49 (45)	44 (43)	96 (84)	18 (15)	29 (24)	55 (41)	40 (41)	1,101.0 (1,044.0)	1.89 (1.79)	60.2 (57.5)
300～500人未満	59 (54)	30 (29)	29 (25)	21,664 (19,845)	1,083 (979)	20,780.5 (19,170.5)	76 (74)	119 (113)	7 (6)	14 (8)	16 (13)	39 (25)	4 (3)	3 (2)	20 (23)	9 (5)	386.0 (351.5)	1.86 (1.83)	50.8 (53.7)
500～1000人未満	34 (33)	14 (13)	20 (20)	22,512 (21,275)	1,986 (2,020)	21,888.0 (20,781.0)	88 (75)	147 (145)	19 (17)	26 (28)	14 (21)	20 (17)	6 (8)	6 (3)	16 (17)	4 (4)	430.0 (413.5)	1.96 (1.99)	41.2 (39.4)
1000人以上	17 (17)	13 (10)	4 (7)	57,048 (56,477)	2,666 (2,799)	56,654.0 (56,162.5)	300 (291)	389 (385)	13 (12)	19 (17)	36 (32)	71 (60)	8 (9)	10 (7)	58 (59)	16 (16)	1,233.5 (1,191.0)	2.18 (2.12)	76.5 (58.8)
計	968 (961)	557 (540)	411 (421)	194,189 (190,802)	14,601 (14,400)	191,704.5 (188,508.0)	729 (696)	1,211 (1,192)	101 (85)	131 (130)	145 (147)	269 (242)	56 (57)	93 (69)	182 (168)	144 (130)	3,751.0 (3,594.5)	1.96 (1.91)	57.5 (56.2)

(注) 第1表(1)と同じ

第3表

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

(平成28年6月1日現在)

区分	法定雇用率未達成企業の数	不足数							障害者数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人以上	
規模計	411	294	81	19	11	4	-	2	237
50人～100人未満	210	210	-	-	-	-	-	-	198
100人～300人未満	148	71	64	8	4	1	-	-	39
300人～500人未満	29	8	11	6	3	1	-	-	-
500人～1000人未満	20	5	6	5	2	1	-	1	-
1000人以上	4	-	-	-	2	1	-	1	-

(注) 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第4表

一般の民間企業における主な産業別障害者の雇用状況

(平成28年6月1日現在)

	企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者		K. 障害者の数	実雇用率 K÷③ ×100	法定雇用率達成企業割合
	達成	未達成					A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者			
建設業	46	21	25	7,274	178	6,056.0	13	47	3	6	2	3	0	1	9	0	95.5	1.58	45.7
	(43)	(21)	(22)	(6,922)	(166)	(5,764.0)	(13)	(47)	(1)	(5)	(2)	(2)	(0)	(1)	(4)	(0)	(87.0)	(1.51)	(48.8)
																		[1.72]	[48.1]
製造業	353	205	148	91,016	2,343	91,660.5	405	573	18	18	60	141	11	3	89	9	1,777.0	1.94	58.1
	(366)	(203)	(163)	(90,271)	(2,490)	(90,984.0)	(391)	(571)	(17)	(16)	(62)	(124)	(10)	(3)	(81)	(12)	(1,724.5)	(1.90)	(55.5)
																		[1.98]	[56.6]
情報通信業	22	7	15	3,537	70	3,572.0	10	13	0	0	0	0	0	0	1	1	34.5	0.97	31.8
	(22)	(7)	(15)	(3,413)	(55)	(3,440.5)	(11)	(11)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(36.5)	(1.06)	(31.8)
																		[1.63]	[26.8]
運輸・郵便業	52	32	20	11,250	664	9,109.0	33	84	7	9	1	9	1	4	7	14	189.5	2.08	61.5
	(53)	(33)	(20)	(11,098)	(682)	(8,987.0)	(33)	(84)	(5)	(13)	(1)	(8)	(1)	(1)	(11)	(11)	(189.5)	(2.11)	(62.3)
																		[2.00]	[54.4]
卸・小売業	144	72	72	19,978	4,154	21,975.0	52	109	7	23	28	36	18	16	18	13	374.0	1.70	50.0
	(137)	(62)	(75)	(20,030)	(4,007)	(21,950.5)	(51)	(106)	(7)	(18)	(29)	(32)	(16)	(11)	(18)	(11)	(359.0)	(1.64)	(45.3)
																		[1.74]	[37.7]
金融・保険業	15	10	5	7,086	613	7,392.5	33	51	5	9	1	0	0	0	8	1	137.0	1.85	66.7
	(16)	(9)	(7)	(7,127)	(629)	(7,441.5)	(29)	(60)	(7)	(6)	(1)	(0)	(0)	(0)	(10)	(1)	(140.5)	(1.89)	(56.3)
																		[1.94]	[41.1]
宿泊・飲食サービス業	24	14	10	3,234	871	3,669.5	13	23	7	7	12	6	6	4	4	2	102.5	2.79	58.3
	(19)	(10)	(9)	(2,278)	(779)	(2,667.5)	(6)	(20)	(5)	(6)	(11)	(6)	(7)	(4)	(2)	(1)	(79.5)	(2.98)	(52.6)
																		[1.83]	[43.8]
生活関連サービス・娯楽業	19	11	8	2,830	503	3,081.5	9	22	3	5	13	12	0	1	4	2	89.0	2.89	57.9
	(19)	(12)	(7)	(2,871)	(368)	(3,055.0)	(8)	(17)	(4)	(5)	(12)	(9)	(0)	(1)	(3)	(4)	(78.0)	(2.55)	(63.2)
																		[2.11]	[42.5]
教育・学習支援業	13	6	7	1,473	206	1,228.0	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	17.0	1.38	46.2
	(11)	(5)	(6)	(1,151)	(98)	(1,057.0)	(4)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(12.0)	(1.14)	(45.5)
																		[1.56]	[38.7]
医療・福祉	169	124	45	25,853	2,683	22,698.5	69	144	44	31	21	44	17	60	26	98	549.5	2.42	73.4
	(163)	(121)	(42)	(25,228)	(2,638)	(21,979.0)	(65)	(146)	(26)	(36)	(21)	(43)	(18)	(47)	(22)	(85)	(511.0)	(2.32)	(74.2)
																		[2.43]	[61.8]
複合サービス事業	14	7	7	3,181	127	3,244.5	15	18	0	2	0	4	0	0	2	0	55.0	1.70	50.0
	(15)	(9)	(6)	(3,428)	(121)	(3,488.5)	(16)	(18)	(0)	(1)	(0)	(4)	(0)	(0)	(2)	(0)	(56.5)	(1.62)	(60.0)
																		[1.82]	[45.2]
サービス業	72	40	32	9,143	2,065	9,667.5	30	60	7	21	5	13	3	4	7	3	174.0	1.80	55.6
	(73)	(38)	(35)	(8,408)	(2,273)	(9,104.5)	(26)	(45)	(12)	(22)	(6)	(13)	(5)	(1)	(7)	(5)	(160.0)	(1.76)	(52.1)
																		[1.91]	[45.7]
計	968	557	411	194,189	14,601	191,704.5	729	1,211	101	131	145	269	56	93	182	144	3,751.0	1.96	57.5
	(961)	(540)	(421)	(190,802)	(14,400)	(188,508.0)	(696)	(1,192)	(85)	(130)	(147)	(242)	(57)	(69)	(168)	(130)	(3,594.5)	(1.91)	(56.2)
																		[1.92]	[48.8]

(注) 第1表(1)と同じ

第5表

県・市町村各機関の状況

(平成28年6月1日現在)

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数 (注1)	備 考
県機関・市町村合計	13,768.5	327.5	2.38	0	
富山県知事部局	3,640.0	85.0	2.34	0	(注2)
富山県警察本部	404.5	11.0	2.72	0	
県機関合計	4,044.5	96.0	2.37	0	
富山市	1,901.0	43.0	2.26	0	
高岡市	1,302.0	34.0	2.61	0	
魚津市	304.0	6.0	1.97	0	(注2)
氷見市	299.0	8.0	2.68	0	
滑川市	174.0	4.0	2.30	0	
黒部市	598.0	13.5	2.26	0	
砺波市	578.0	13.5	2.34	0	
小矢部市	258.0	5.0	1.94	0	(注2)
南砺市	738.0	16.0	2.17	0	
射水市	648.5	18.0	2.78	0	
上市町	264.5	7.0	2.65	0	
立山町	250.5	6.0	2.40	0	(注2)
入善町	196.5	4.0	2.04	0	
朝日町	297.0	8.0	2.69	0	
富山市上下水道局	101.0	2.0	1.98	0	
高岡市上下水道局	304.0	7.0	2.30	0	
富山市立富山市民病院	175.0	4.0	2.29	0	
富山市教育委員会	393.0	9.0	2.29	0	
高岡市教育委員会	338.5	8.5	2.51	0	
氷見市教育委員会	57.0	1.0	1.75	0	
黒部市教育委員会	64.0	1.5	2.34	0	
砺波市教育委員会	201.0	5.5	2.74	0	
南砺市教育委員会	153.0	4.0	2.61	0	
射水市教育委員会	128.5	3.0	2.33	0	
市町村機関合計	9,724.0	231.5	2.38	0	

富山県教育委員会	6,164.5	136.5	2.21	0	
----------	---------	-------	------	---	--

注1 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

2 当該機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧（県知事部局・市町村）

認定地方機関 (A)	みなされることとなる機関 (B)
富山県知事部局	富山県企業局
魚津市	魚津市教育委員会
小矢部市	小矢部市教育委員会
立山町	立山町教育委員会

法定雇用率とは

平成24年6月、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正により以下の法定雇用率が設定され、平成25年4月1日から施行されている。

この法定雇用率の設定により、1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模は、以下のとおりとなる。

平成18年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）においても実雇用率の算定対象とされた。

さらに、平成22年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、平成22年7月1日から短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）が障害者雇用率制度の対象とされている。

○民間企業

- ・ 一般の民間企業（常用労働者数50人以上の企業） 2.0%
- ・ 特殊法人（常用労働者数43.5人以上規模の法人） 2.3%

○国、地方公共団体（職員数43.5人以上の機関）..... 2.3%

- ・ 市町村教育委員会（職員数43.5人以上の機関） 2.3%

○都道府県教育委員会（職員数45.5人以上の機関） 2.2%

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。